

令和4年度 診療報酬改定情報（速報）

令和4年2月9日の中医協資料を確認し、本協会会員に関連する事項を抜粋し以下に記します。

1, 疾患別リハビリテーション料の診療報酬

資料（総一別紙 1-2 P24）に、H000～H003 は、略 と記されているため、変更はありません。

2, 疾患別リハビリテーション料の算定要件

資料（総一別紙 1-1P 181～182）に、次の事項が追加されました。

（以下抜粋）

第1節 リハビリテーション料

第2節 第1節 リハビリテーション料

第3節 （新設） H001 脳血管疾患等リハビリテーション料

第4節 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

第5節 H001-2 廃用症候群リハビリテーション料

第6節 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合であって、注1本文に規定する患者であって入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

第7節 （新設） H002 運動器リハビリテーション料

第8節 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合であって、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

3, 消炎鎮痛処置の診療報酬

資料（総一別紙 1-2 P35）に、J119 は、は、略 と記されているため、変更はありません。

なお、技能認定登録者関連は、例年3月上旬に公表される通知類で確認でき次第、速やかに情報提供いたします。